

公益財団法人 シルバーランド振興事業団 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人シルバーランド振興事業団（以下「この法人」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、正規職員と同様の勤務形態にある者（正規職員の所定労働時間の8割以上を勤務する者）をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (6) 定期理事会とは、事業計画書及び収支予算書を決議する理事会並びに事業報告及び決算を承認する理事会をいう。
- (7) 定時評議員会とは、事業計画書及び収支予算書を承認する評議員会並びに決算を承認する評議員会をいう。

(報酬等の支給及び額)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員のうち理事長と常務理事は、毎月理事会以外に法人の運営管理に携わるための月次報酬を支払うものとし、報酬月額は次のとおりとする。

- (1) 理事長 30,000円
- (2) 常務理事 10,000円

3 理事長と常務理事以外の役員等が、理事会又は評議員会及びこれに準ずる会合への出席等、この法人の任務として職務を遂行した場合には、次に定めるところ

により報酬を支給することができる。

- (1) 定期理事会・定時評議員会に出席したとき …… 6, 200円
- (2) 上記以外の会議に出席したとき …… 3, 100円

4 役員等には、賞与、退職金は支給しない。

(費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たり要する費用は、別に定める「旅費及び費用弁償に関する規程」により処理するものとする。

(支給方法)

第5条 理事長と常務理事の報酬は、毎月15日（その日が金融機関休業日の場合は、直前の金融機関営業日）に、理事長及び常務理事が指定する金融機関口座へ振り込むものとし、費用は、原則、職務に従事した日に現金で支給する。

2 理事長と常務理事以外の役員等の報酬及び費用は、原則、職務に従事した日に現金で支給する。

3 急な会合など、職務に従事した日での報酬及び費用の支給が困難な場合は、未払分を毎月末ごとに取りまとめ、翌月20日（その日が金融機関休業日の場合は、直前の金融機関営業日）に、各役員等が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。